諮問番号：平成２８年度諮問第５号

答申番号：平成２８年度答申第６号

答　申　書

第１　審査会の結論

　　　大阪府大阪自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２８年５月２日付けで行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号）に基づく自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

（１）審査請求人

　　　ア　本件審査請求に係る自動車（自動車登録番号「○○○」。以下「本件自動車」という。）を所有する前に、昭和５４年から平成７年７月まで所有していた自動車（以下「前所有車両」という。）については、最初の道路運送車両法第７条第１項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）後１０年を超えて、車検有効期間が２年から１年に短縮された平成元年以降も乗り続けた。

イ　平成２８年６月に、別件で陸運局に問い合わせた際に、道路運送車両法の改正により、平成７年７月１日から、車検有効期間が１年から２年に戻ったことを知った。

　　　本件自動車に乗り換えずに前所有車両の車検を受けていれば、平成７年７月１日以降、車検有効期間が１年から２年に戻ったという説明を聞き、同じ車両でありながら、車検有効期間が２年から１年になり、また、２年に戻った車検制度に対し、怒りを感じる。

ウ　自動車税賦課（重課）制度では、新車新規登録から１４年を経過すれば、グリーン化税制として自動車税を賦課するとあるが、その根拠が理解できない。

　エ　自動車税賦課（重課）制度と車検有効期間に係る法改正は、長く所有する自動車の使用を防ぐために、各制度を利用していると思われる。

（２）審査庁

　　　本件審査請求は、棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

（１）審理員意見書の結論

　　　　本件審査請求は、棄却すべきである。

（２）審理員意見書の理由

ア　自動車税の税率は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１４７条に定めがあるが、地方税法附則第１２条の３第１項第１号によると、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成１５年３月３１日までに新車新規登録を受けたものに対する平成２８年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が１リットルを超え、１．５リットル以下の自家用乗用車（地方税法第１４７条第１項第１号ロ（２）に掲げるもの）については、３９,６００円とするとされている。

イ　本件自動車は、登録事項等証明書（道路運送車両法第２２条第１項に規定する登録事項等証明書をいう。以下同じ。）によると、次の事実が認められる。

(ｱ) 本件自動車の自動車登録番号は「○○○」であり、所有者は審査請求人であること。

(ｲ) 登録年月日は「平成７年７月２５日」であり、初度登録年月は「平成７年７月」であること。

(ｳ) 自動車の種別は「小型」、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は　　　「自家用」であること。

(ｴ) 総排気量は、「１．４９リットル」であること。

(ｵ) 燃料の種類は、「ガソリン」であること。

　　　　　以上のことから、本件自動車は、地方税法附則第１２条の３第１項第１号の規定の適用を受ける自動車と認められる。

　　　　 よって、本件自動車に係る平成２８年度分の自動車税の額を　　　　３９,６００円とした本件処分に違法又な不当な点は認められない。

ウ　審査請求人は、「昭和５４年から乗っていた前所有車両が、新車新規登録後１０年を超えたことで平成元年以降、車検有効期間が２年から１年になり、同じ車両でありながら、その後の道路運送車両法の改正により、それが２年に戻ったことに、怒りを感じる。」、「自動車税賦課（重課）制度と車検有効期間に係る法改正は、長く自動車を所有する所有者から当該自動車の引き剥がしに利用している。」等と主張しているが、審査請求人の主張する諸事情は、自動車税の税率決定についての法律上の要件に該当せず、さらに、審査請求人の主張する諸事情をもって自動車税の税率を決定する旨の制度は法令上存在しないので、審査請求人の主張を認めることはできない。

第４　調査審議の経過

平成２８年１０月５日　　諮問の受付

　　　平成２８年１０月１１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通

　　　　　　　　　　　　　　　知等（主張書面等の提出期限：１１月１日、

　　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１０月２０日）

　　　平成２８年１０月１８日　審査庁から主張書面等及び口頭意見陳述申立書を提出しない旨の回答を受領

　　　平成２８年１０月２４日　第１回審議（審査請求人に対する口頭意見陳述申立期限の延長の承認等）

平成２８年１０月２５日　審査請求人から口頭意見陳述申立書を受領

　　　平成２８年１１月１４日　口頭意見陳述の開催及び第２回審議

第５　審査会の判断の理由

自動車税については、平成１３年度の地方税法の改正により、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（以下「自動車税のグリーン化の特例措置」という。）が導入され、平成１４年度から実施されている。

また、平成１３年度の地方税法の改正に伴い、同年度に大阪府税条例が改正され、自動車税のグリーン化の特例措置が導入されており、平成１４年度から実施されている。

次に、本件処分時の大阪府税条例附則第９条第１項第１号の規定によれば、ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成１５年３月３１日までに新車新規登録を受けたものに対する平成２８年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が１リットルを超え、１．５リットル以下の自家用乗用車については、３９,６００円とされていることが認められる。

そこで本件についてみると、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は平成７年７月、自家用・事業用の別は「自家用」、 総排気量は１．４９リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、大阪府税条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

なお、審査請求人は、車検制度やグリーン化税制への批判等、種々主張するが、これらの主張は上記判断を左右するものではない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　野一色直人

委員　　　　　松村　信夫